

幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究

報告書

愛知県立大学生涯発達研究所

愛知県総合教育センター相談部

2020 年 3 月

はじめに

学校教育法の一部改正に伴い、2008 年度より特別支援教育が本格実施され、12 年たちました。LD、ADHD、自閉症スペクトラム等、発達障害に対する人々の理解が進むにつれて、特別支援教育に対する社会的ニーズが高まってきました。2011 年度には、義務教育段階において特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める割合は約 2.7 パーセントとなっています。また、文部科学省が 2012 年に実施した調査の結果では、約 6.5 パーセント程度の割合で、発達障害の可能性があり学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、通常の学級に在籍している可能性を示しています。

この現状を受け、各地で、教育委員会・学校と関連機関が連携をとりながら、特別支援教育の体制づくりとその充実に努めてきていることと存じます。

さらに 2013 年の学校教育法施行令の一部改正により、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、障害の状態等をふまえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。各市町村は、子どもやその保護者に対し、早期からの情報提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した教育相談・支援体制を構築することが求められています。その直後に出された文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」では、就学先の決定にあたって障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重、市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」の機能の拡充に伴う名称変更（仮称：「教育支援委員会」）等の留意事項を通知しています。また、2016 年 4 月には、障害者差別解消法が施行され、障害児・者に対する「合理的配慮」も喫緊の課題となっています。

このような中で、幼児期からの就学先の決定に関わる相談・支援機関と関係諸機関の連携には、様々な課題が存在していると考えられます。愛知県立大学生涯発達研究所ではプロジェクト研究として 2016 年度より 4 年間、愛知県総合教育センター相談部特別支援教育相談研究室との共同研究「幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究」に取り組んできました。本研究は、特別な支援を要する子どもの就学相談の現状と課題を明らかにし、課題の解決の方向性を探ることを目的としています。

本報告書では、これまでの調査結果をまとめ、愛知県内の就学相談の現状と課題を明らかにしつつ、積極的な取組事例を紹介しています。今後の幼児期からの就学移行相談・支援体制の充実のために参考にいただければ幸いです。

調査研究にあたりまして、ご協力いただきました関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

2020 年 3 月

愛知県立大学 教育福祉学部長
大学院人間発達学研究科長
山本 理絵

幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究

目 次

1. 研究方法	1
2. 就学相談の現状	
(1) 就学相談の名称、時期、周知方法	2
(2) 就学相談の担当者	3
(3) 就学相談の基本的な流れ	5
(4) 就学相談プロセスの実際	7
(5) 相談記録の活用	11
3. 就学相談の内容	
(1) 文部科学省や愛知県における相談の心構え	13
(2) 就学相談の主な内容と心構え	14
(3) 就学相談を受ける側として困ったり、悩んだりする事柄	18
(4) 合理的配慮をめぐる小学校と保護者側の意識	19
4. 就学相談に対する保護者の意識	
(1) 就学相談に行くきっかけと周知	20
(2) 就学相談の内容について	21
(3) 就学先決定に影響を及ぼす行動	23
(4) 保護者が就学相談に求めているもの	25
5. 就学相談の課題と取組	
(1) 円滑な機関連携	27
(2) 相談体制の充実	31
(3) 専門研修・力量の向上と教員・保育者・保護者の理解促進	33
6. まとめ	36
資料	38

1. 研究方法

2016年から2019年にかけて、愛知県内の市町村に対して継続的に以下のような調査を行った。

調査①

愛知県総合教育センター、A市教育委員会（人口10万人未満）、高浜市こども発達センター、B特別支援学校の相談担当者に対するインタビュー調査（2016年8月～12月実施）

質問内容は、1) 現在の相談状況と相談、支援システムの概況 2) 就学相談の主な内容と相談の中で苦慮する事柄 3) 保護者と小学校との連携が「うまくいかない」状況と「うまくいく」状況の特徴 4) 相談の中での配慮事項および保護者や本人に伝えている内容 5) 合理的配慮を巡る小学校側と保護者側の意識 6) 就学相談や就学移行相談に関わる課題 等。

調査②

愛知県内（全54市町村）で小学校入学前の就学相談を担当している職員に対するアンケート調査（2018年1月～2月実施） 回答数は39（市町村）

質問内容は、1) 就学相談について（16項目） 2) 就学相談に関わる連携や取組について（17項目） 3) 就学相談での配慮事項と今後の課題や要望について（自由記述）。

（結果一覧は巻末資料参照）

調査③

C市教育委員会（人口30万人程度）、D市教育委員会（人口20万人程度）、E市教育委員会（人口10万人強程度）、F市教育委員会（人口10万人未満）に対するインタビュー調査（2017年～2019年実施）

質問内容は、他機関との連携方法、相談の記録・引継ぎ方法等。

調査④

障がいのある子どもをもつ保護者へのアンケート調査（2018年1月～3月実施）

調査の詳細は4章を参照のこと。

以上の調査結果をふまえて、愛知県内の就学相談の現状についてまとめた。調査結果の公表については調査に協力していただいた方々の承諾を得ているが、調査時点での情報に基づいている。

なお、調査①、調査②の詳細は中間報告として発表しているので、下記を参照されたい。

調査①：瀬野由衣・三山岳・山本理絵・畑中悦子・薬丸貴之（2016）幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究－就学・発達相談担当者への聞き取り調査結果のまとめ（中間報告）－，生涯発達研究（愛知県立大学生涯発達研究所），9，61-70.

調査②：三山岳・山本理絵・瀬野由衣・近野純子・溝口克治・薬丸貴之・山内登志・奥田優・倉知利勝（2018）幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究（その2）－就学・発達相談担当者への質問紙調査結果のまとめ（中間報告）－，生涯発達研究（愛知県立大学生涯発達研究所），11，67-75.

日本LD学会第27回大会（2018年11月24日）において、ポスター発表（審査有）

2. 就学相談の現状

(1) 就学相談の名称、時期、周知方法

「就学相談」の名称で、相談は随時とされ、子どもが所属している園が保護者に相談の存在を周知している自治体が多い。

就学相談の名称は「就学相談」が64%、その他が13%、事業未独立が23%であり、「就学相談」が全体のおよそ2/3を占めていた。自治体の規模にもよると考えられるが、事業として独立していない自治体もおよそ1/4あった。

就学相談の時期は「年少から」と「年中から」がそれぞれ3%弱、「年長から」が18%、随時が77%であり、多くの自治体（全体の約3/4）で時期が決まっていない（随時）という現状が明らかになった。明確に時期が決まっている自治体は全体の約1/4しかなく、その場合、ほとんどが年長（5歳）からであった。

住民に対する周知方法では幼稚園・保育園・認定こども園を通してが64%、市の広報が36%、療育施設を通してが28%、その他が8%、周知なしが28%であった（複数回答可）。子どもが所属している園から周知される割合が最も高く6割超、自治体の広報や療育施設からはその半分程度だった。その他には「3歳・5歳児健診」「発達支援センター・子育て支援課」「小学校」が回答として挙げられていた。

（２）就学相談の担当者

担当者は「教員・元教員」で構成されることが圧倒的に多く、自治体の規模にもよるが少ない人員で相談を担当しており、相談対象は年中児からの自治体が主流だった。また、前年度の相談件数を把握していない自治体が２割程度見られた。愛知県総合教育センターや相談支援機関、特別支援学校では、それぞれの専門性を生かした人員（研究指導主事、臨床心理士、医師、授業と兼任の教員など）が相談にあたっていた。

就学相談の担当者は複数回答可で「教員・元教員」が７割超を占めた一方で、「臨床心理士」は１割にも満たず、心理の専門性よりも教育の専門性が重視される傾向がうかがえた。また「その他」も６割弱と無視できない割合であるが、その内訳は指導主事、学校教育課職員などの教育関連の職員だった。そのほか、医師・精神科医、大学教授といった回答もみられた。

教員・元教員	74%
臨床心理士	8%
その他	59%

相談を行う常時の担当者数は、半数近くの自治体が「１人」と回答していた。自治体の規模に応じた人数を配置している自治体もあるが、多くは「１人」か「２人」といった限られた職員数で対応をしていることが明らかになった。

１人	44%
２人	33%
３人	13%
４人	3%
５人以上	8%

前年度の相談件数を把握しているかどうかは、「把握している」80%、「把握していない」20%という回答であり、把握していないとする自治体が約２割という結果となった。事業として確立しておらず随時相談を受け付けている自治体では、件数の集計は正式には行われていない可能性があり、担当職員が人事異動することで相談件数の把握が難しくなるのかもしれない。

C市教育委員会では就学支援相談室で、常勤2名（教員）、非常勤1名（元指導保育士）の計3名の就学相談員が、年中児からの相談を受けている。

D市教育委員会では就学相談は、今まで教育センターで行われていたが、2019年度から、新たに開設された「子ども発達支援センター」※の中の発達相談支援室の一事業として行われることになった。相談は随時、受け付けており、元教員である社会教育指導員1名と、子ども発達支援センターの臨床発達心理士3名の計4名が年長児の就学相談を担当している。

※ 発達に心配や遅れのある子どもに18歳まで継続した支援をするために、保健センター、教育センター、社会福祉会館、療育センター、児童発達支援事業の発達相談・療育支援事業を集約し、機能を高めた3つの施設（発達相談支援室、就園前までの療育教室、児童発達支援事業）の複合施設で、地域交流図書コーナーが併設されている。就学相談は、発達相談支援室の事業の一つとして位置づいている。

B特別支援学校では特別支援学校への入学を目的に、地域支援の一環として発達・教育相談をしており、その場合は発達・教育相談の担当者が学校の授業も兼任しながら行っていた。そのほかA市内にある特別支援学校でも相談支援を行っている。

(3) 就学相談の基本的な流れ

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）による『教育支援資料 一障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実一』では、教育相談・就学先決定のモデルプロセスを提示している。図 2-1 は文部科学省（2013）に参考資料として載せられた 2013 年の学校教育法施行令の一部改正後の就学先決定における手続きの流れを示したものである。

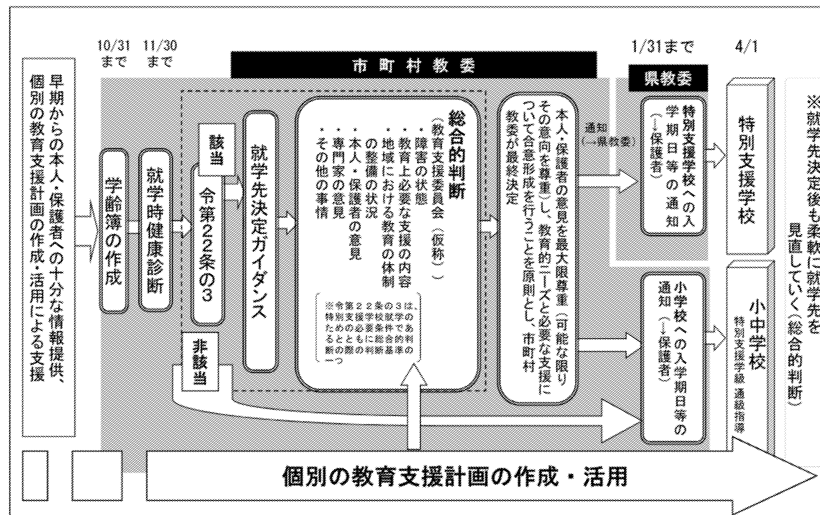


図2-1 障害のある児童生徒の就学先決定について（文部科学省 2013より転載）

また、そのプロセスをより簡潔に図式化したものが図 2-2 で、文部科学省のHPで公開されている（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422234.htm）。

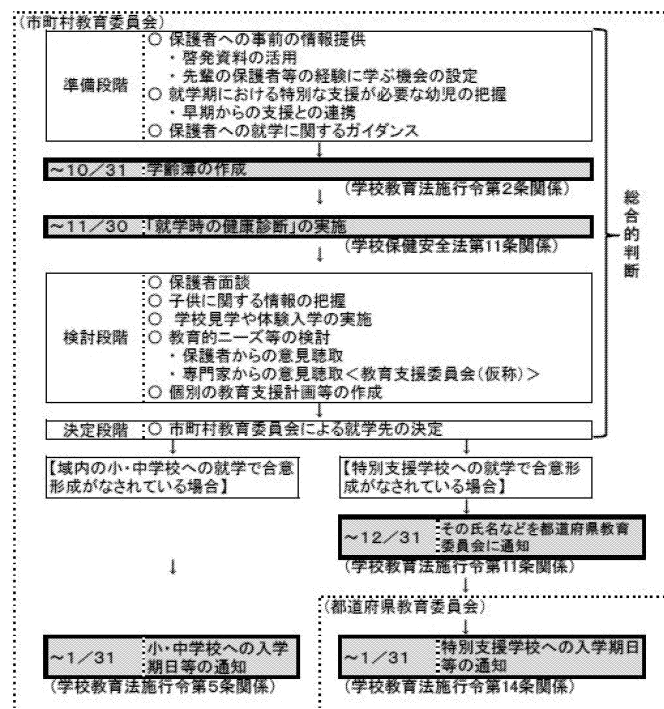


図2-2 文部科学省HP記載の「障害のある子供の就学先決定のモデルプロセス」

また、就学先の検討と決定と通知については下記のように説明している。

○ 就学先の検討

就学先の決定は、就学する予定の学校においてどのような学習内容が設定され、どのような方法で教育を行うのかなど、保護者にとっての最大の関心事項の一つです。

このため、就学先の検討にあたっては、市町村教育委員会において、学校見学や体験入学の機会を活用した保護者への情報提供や面談等を経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整が行われます。

○ 就学先の決定・通知

就学先の決定については、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が児童生徒の就学先を決定することになります。

愛知県教育委員会（2015）は『教育支援の手引き』を作成し、教育相談・就学先決定の流れとして、文部科学省のモデルプロセスを下敷きに図 2-3 のようなプロセスを提示している。

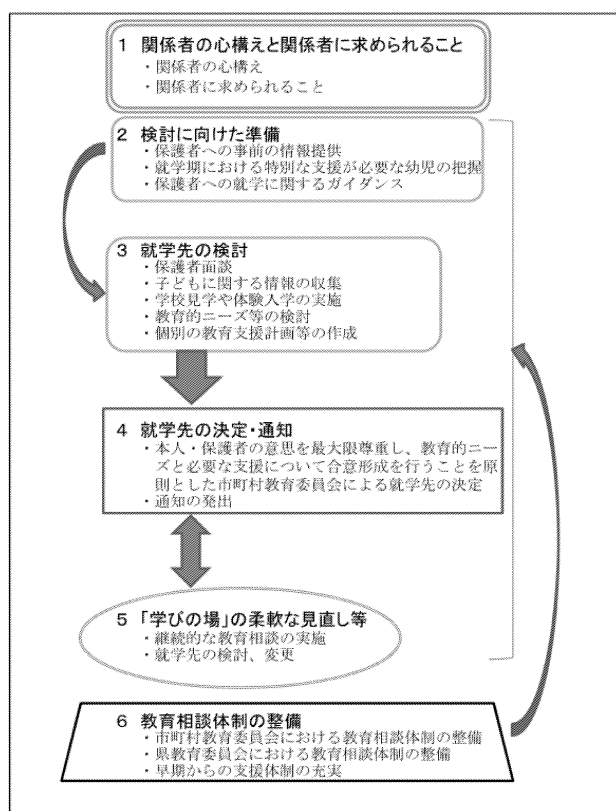


図2-3 教育相談・就学先決定の流れ（愛知県教育委員会 2015より転載）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）教育支援資料―障害のある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実、文部科学省

愛知県教育委員会（2015）教育支援の手引き、愛知県

（４）就学相談プロセスの実際

相談経路と相談の内容は、機関（愛知県総合教育センター、自治体の教育委員会、相談支援機関、特別支援学校）の特徴に応じて異なっており、検査や支援といった内容を提供している施設も見られた。総じて保護者の思いを尊重した丁寧な相談が行われていた。

相談は、子どもが所属する園などからの紹介や、保護者から直接連絡を取ることが一般的である。紹介の場合、多くは就学相談に繋がっており、園訪問される場合もある。

各自治体における就学先決定までのプロセスは基本的に国や県のモデルプロセスに沿った形で就学相談を行っているが、細部は自治体の持つ資源や相談員の専門性を活かした制度となっている。重い障がいのある子どもの保護者には療育施設から就学相談の案内をするなどの直接的な働きかけをしていることが多い。就学相談の結果、保護者と教育委員会との希望が一致しない割合は、自治体によって異なっている。

【愛知県総合教育センター】 来所する保護者の多くは子どもの教育、就学や将来に関する問題意識が高く、熱心である。診断名がある子より、いわゆる「気になる子」の相談が多い。相談経路は知人、友人からの紹介、病院や療育施設からの紹介が多かった。相談は親子で来所、インテークを経て、親子分離での面談（親）と行動観察（子）を行っている。

【A市教育委員会】 まず園生活での気づきから園経由での相談が多いが、年長児に対しては5月に市内全ての園を訪問し、特に障がい重い子どもの場合は、教育委員会から保護者に連絡を取り、特別支援学校を見学してもらっている。市の就学相談では発達検査を実施し、その結果をもとに就学先の情報提供や相談活動を行っている。

【高浜市こども発達センター】 5歳児健診（1歳半健診、3歳児健診を含む）によって紹介されてくる経路での相談が多い。幼稚園・保育園等からの紹介もある。相談は子どもの様子を見ながら保護者と面談するが、感覚統合の検査や身体を動かす練習を行うこともある。

【B特別支援学校】 通学圏の自治体の就学相談から保護者に情報が伝わったり、市の広報から直接申し込みされることが多い。相談では保護者の相談と子どもの行動観察を、教員2人一組で行う。地域支援が目的なので判定はせず、就学に関しての相談に限定している。

相談経路として一番多いものを尋ねたところ、以下の結果であった。

園からの紹介	49%
電話・窓口	33%
保健センター	10%
就学時健診	5%
保育所担当課	3%

園からの紹介と保護者が自分で就学相談に電話・窓口で申し込みをするという経路が8割近く

を占めており、この2つが一般的な経路だと考えられる。

就学時健診後に初回相談をした割合

相談経路の約半数が所属する園からの紹介で、早めに相談を受けているので、就学時健診で初めて就学先の決定について相談を勧められることは少ない。

ほとんどない	67%
5%ほど	23%
15%ほど	3%
不明	8%

所属する園や健診、保健センターから就学相談を勧めたものの、相談に繋がらなかった（就学相談を希望しなかった）割合は、「ほとんどない」が74%、「5%ほど」が10%、「不明」が13%であり、多くの場合、相談を勧めることは来談に繋がることが多い。

【C市教育委員会】

就学相談は、11月の就学時健診で相談をすることも可能であるが、後日就学相談の窓口に見える保護者もいる。就学相談自体は園長会や校長会、障害福祉課と連携して、療育手帳が交付された子どもに勧めている。相談の受付からの流れは下記の①から⑧のようになっている。

- ① 年中～年長児の保護者が相談の予約を取る
- ② 就学相談資料（C市独自のもの）に記入の上、親子面談をする
- ③ 年中児が通っている幼稚園・保育園を相談員が訪問し、担任から子どもの様子を聞く（希望があればその後相談員が保護者と面談する）
- ④ 年長の7月から10月に（再度）、相談員が幼稚園・保育園を訪問し、担任から子どもの様子（学年が上がって身についてきていることなど）を聞き、その後保護者と面談する
- ⑤ 11月下旬に就学支援委員会で就学先を決定
- ⑥ 12月中旬頃決定通知書を郵送
- ⑦ 保護者の考えと一致しない場合は、再度就学相談員と面談する
- ⑧ 就学相談の内容は相談員がA4の半分の大きさほどの個票（診断・得手不得手、その他の情報等）に記入して、校長宛に送付する

【E市教育委員会】

E市では教育委員会が主催で、**年中児の保護者対象に毎年2月頃、就学に関する相談会を開催**している。そこで個別の相談も受ける。なお、教育支援委員会は、10月に就学児対象、11月に就学前児を対象に行われており、必要があれば、4月に行う場合もある。

【D市教育委員会】

就学相談は、子どもの発達に心配がある保護者が、幼稚園や保育園と相談し、まずは子ども発達支援センターに問い合わせをして就学相談につながるケースが多い。就学相談では保護者にはアドバイスはするが、学校に保護者が直接連絡をとって相談し、最終的に保護者と学校が相談して決めてもらうようにしている。相談の受付からの流れは次のとおりである。

まず臨床心理士が対応し、保護者の意向や保育園等での状況も聞きながら、その子の様子を見る。発達検査（主にWISC）も実施。心理士が相談記録「**個別支援計画(プロフィール)**」（巻末資料参照）を作成し、データを発達支援センターと共有する。

就学相談後、保護者から学校に連絡してもらい、この時点では教育委員会は介在しないようにしている。学校によって対応は異なるが、事前に学校に行って見学をしたり、1日体験をする場合もある。保護者と学校で意見が一致している場合は、その方針でほぼ就学先決定となる。保護者と学校の意向が不一致になった場合、市の教育支援委員会で決定する。委員会のメンバーは特別支援教育担当専任指導主事、市内の小中学校長、学校医の代表、特別支援学校の代表、発達支援センターの臨床心理士、市内の病院の臨床心理士、地区の児童相談所の代表、療育施設の園長で構成されている。

愛知県総合教育センター 教育相談事業案内

愛知県総合教育センターでは、お子さんの教育・養育上の悩みなどについて相談に応じています。

◆ 一般教育相談

- (1) 相談対象・・・児童生徒とその保護者及び関係教職員
- (2) 相談内容・・・身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路・適性、家庭教育、体罰、暴力行為等

◆ 特別支援教育相談

- (1) 相談対象・・・特別な支援を必要とする幼児児童生徒とその保護者及び関係教職員等
- (2) 相談内容・・・家庭での療育や育て方、就学や進路の問題、幼稚園や学校等での指導方法等

◆ 相談方法

○来所による相談 ○電話による相談

※来所による相談を御希望の方は、電話で予約してください。

※相談の費用は無料です。

◆ 相談日時

月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前9時から午後5時まで

◆ 申し込み先

愛知県総合教育センター

一般教育相談 電話 0561-38-2217(直通)

特別支援教育相談 電話 0561-38-9517(直通)

相談担当者より

先日、一通の年賀状が相談室に届きました。

宛名を見ると、数年前に相談にみえていた方からでした。

お子さんの写真とともに次のような文が添えられていました。

「〇〇も△年生になりました。また、心配なことも増えてくるかと思います。また、そのときは相談させてください」

来所していなくても、どこかで心の支えになっている。そんな相談をこれからも目指していきたいと思います。



（５）相談記録の活用

各自治体で作成が進んでいる「ライフステージに応じた切れ目のない支援を実現するためのサポートファイル」※は、就学相談において活用されることがあるものの、全般的には積極的に利用されていないのが現状である。

就学相談の相談記録は、紙媒体ではなく電子データとして保存している自治体も1/4を占めるようになってきているが、保管期限を決めていないとする自治体が4割あった。

※障害児支援の在り方に関する検討会（2014）今後の障害児支援の在り方について（報告書）－「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか、厚生労働省 参照。

サポートブック（ファイル）の活用程度

ほとんど ない	非常に 少ない	少ない	多い	非常に 多い	サポートブックの 制度がない	無回答
39%	23%	13%	3%	3%	15%	5%

保護者によるサポートブック（ファイル）の活用程度については、2018年の時点で「多い」「非常に多い」とする自治体はごくわずかで、「ほとんどない」から「少ない」で約3/4を占め、十分に活用されていない現状が浮き彫りにされた。

【愛知県総合教育センター】の就学相談において、各自治体で作成しているサポートブックを来談の時点で持参してくる保護者はほとんどいない。サポートブックを作る前段階での相談が多いという状況である。

【A市教育委員会】におけるサポートブックの活用は、保育園で必要な場合に園で作成したものを、相談時に持ってくるケースが数少ないがある。主に小学校に入ってから作るケースが多い。2016年時点ではその内容を改訂し、使用しやすい様式に改編している最中だった。

【高浜市】では乳幼児期から中学校卒業後まで繋がっていく支援ファイル（個人カルテ）を市がデータベースで管理している。いつ、相談・療育を受けたかの記録は残っているので伝わりやすい。支援の内容は細かくは書かれていないが、問い合わせることはできる。

【B特別支援学校】でも、サポートブックは一時期は多く活用されて、保護者のほうから出されることも多かったが、現在は出されることが少ない。また、最初から作成していないと答える人も多い。配慮事項などまとめたものがあると就学希望先と保護者が相談するうえで便利ではあるが、サポートブックは結構分厚くて書く量も多いので、活用しにくいのではないと思われる。

上に述べられているように、サポートブック（ファイル）の有効性は認めるものの、その取扱い方が難しいという現状があり、当面この割合に大きな変化があるとは考えにくい。ただ、非常に多いとする自治体もあり、そうした自治体の活用例を検討する必要があるが、無記名調査であ

ったため、当該の自治体を追跡して活用例を分析することはできなかった。

就学相談における記録の保存期間は、期間を決めている自治体では中学校か小学校の卒業までが主流である。その他、卒業による区切りではなく、年数で区切っている自治体も散見された。ただ、最も多く、4割強を占めていたものが「決めていない」というものであった。これは単に管理があいまいという意味だけに捉えるのではなく、ライフステージに応じた切れ目のない支援を考えると、上述したサポートブック（ファイル）があまり機能していない現状では、はっきりと保存期間を決めてしまうと支援の記録が失われてしまうことから、特に不都合がない限り、保存をしておくという選択が働いている可能性も考えられる。

記録の保存期間

小学校卒業	中学校卒業	高校卒業	決めていない	その他	無回答
13%	26%	3%	41%	13%	5%

相談記録の電子データ化

相談記録を電子データとして入力していたり、スキャニングでPDFとして保存するなど、電子データ化について尋ねたところ、「はい」が26%、「いいえ」が72%、無回答が3%弱で、紙媒体だけでなく、電子データとして記録保存をしている自治体が4分の1を占めるようになってきている現状が見られた。

参考として、D市で用いられている記録表（「指導要録・保育要録（早期提出用）」、「プロフィール表（個別の教育支援計画）」）のフォーマットを巻末に掲載する。

3. 就学相談の内容

(1) 文部科学省や愛知県における相談の心構え

文部科学省HP (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422234.htm) では、障害のある子どもの就学先決定のプロセスにおける留意点として、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）を下敷きにして、次のように説明している。

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。

障害のある子供の就学先については、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなっています。

また、愛知県教育委員会（2015）は就学相談の関係者の心構えと関係者に求められることとして、次のようなまとめを作成している（『教育支援の手引き』p.5）。

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要である。

次節以降は、こうした留意点や心構えのもと、各自治体が就学相談においてどのような内容での相談を行っているのか、という点について調査①～③をもとに報告していく。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）教育支援資料－障害のある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実、文部科学省
愛知県教育委員会（2015）教育支援の手引き、愛知県

（２）就学相談の主な内容と心構え

就学相談において保護者に伝えている内容や配慮事項、心構えは、どの機関でも概ね「子どもが楽しく、一番充実できる場所はどこか」「特別支援学校、もしくは特別支援学級と通常の学級の両者を実際に見て体験して、確かめること」「保護者の受容や安心感」を重視している。

どの自治体でも、「就学に関する悩みを聞く」「学校につなぐ」「情報提供」が就学相談の中心的な役割と捉えられており、「他機関への紹介」も一般的だった。また相談時に「保護者主体」と「相談の専門性」に配慮している。

【A市教育委員会】

就学相談では通常の学級と特別支援学級の選択に関する相談が主となる。その子にとってどちらがいいのかという視点で、保護者の意向を尊重して決めている。相談のなかでの配慮事項や伝えている内容については次の２点が挙げられる。

① **どこを選ぶことがその子にとって一番充実感につながるのか**、義務教育終了後やその後の自立に向けて、どこが一番本人の成長につながるかを考えてもらうようにしている。

② 特別支援学級のイメージが悪く、認識が間違っている場合があるので、実際に正しい知識や情報を得てもらうことを目的として、**通常学級と特別支援学級を両方見学することを勧めている**。なお、保護者には、必要に応じて通級の場合があることも伝えている。就学相談の三分の一ないし半数近くは父親が同伴している。入学後の相談は、学校の校内支援委員会が中心となり、その結果は教育支援委員会で話題となる。対応に困っているケースは、学識経験者に相談することもある。

【B特別支援学校】

就学相談では、小学校の条件整備などに不満や不安があり相談に来る場合がある。保護者には、子どもは変わるものであるし、地域の特別支援学級でも一学期のはじめと終わりでは、子どもの様子も全然違うので、特に障害が軽度の場合は、最初から特別支援学校ではなく、まず地域の小学校に通い、何か課題が出てきた時に、特別支援学校の地域支援の発達・教育相談を利用してほしいと伝えている。発達・教育相談では就学の相談であっても、原則こちらから具体的な就学先に言及することは避け、就学先を決める際に必要な観点や、子どもの障害に合ったところを選ぶこと、学校で環境を整えるためにどのように伝えればよいかなどをアドバイスするようにしている。また、幼児期の相談では生活習慣が自立できているかどうか、といったことが就学に関連して重要なポイントとなっている。

【愛知県総合教育センター】

来談者の中には、すでに各自治体でも相談をしており、別の相談先の一つとして愛知県総合教育センターに相談にくるケースもある。主な相談内容は、①通常学級と特別支援学級の選択に関する相談、②就学に向けて、物事を進めていくスケジュール、③保護者の心配に基づく相談（1回のみ実施して継続相談に至らないケースもある）、④家庭療育（日常生活における困りごと）に関する相談を兼ねた就学相談といったものである。ただし、市町村の教育委員会や学校と直接やりとりしない、中立的立場にある。相談員の心構えとしては下記を大切にしている。

① 保護者に寄り添うこと

保護者がこれまでの子育てを後悔したり、反省したりすることがあっても、「そういうことは誰しもあるよ」「親子だから仕方ないよ」などと言葉をかけ、保護者のこれまでの子育てを労い、保護者に寄り添うことを大事にしている。

② 保護者への子育ての助言とエンパワーメント

子どもの良い面も悪い面もみてもらって、子育てに自信をもってもらえるよう、さりげなく、「こういう風にするとよりいいかなあ」という話はするが、指導的にならないように留意している。また、保護者は子どもとの距離が近すぎて見えていないことがあるが、話をする中で「この子、こういうことで困っていたんだ」「この子にはこんな良いところがあったんだ」と保護者の意識が少し変わることがある。これまでの子どもの成長過程で、親がしてきたことで良かったことを伝える。

③ 学校側と保護者をつなぐ役割

学校側に「こんな風にそのことは伝えるといいよ」と助言したり、親が学校側に感謝しているのであれば、「その感謝の気持ちを伝えるといいよ」と助言し、学校とよりよい関係を構築できるように助言を行っている。また、学校側への要請、思いが強い保護者には、家庭と同様に、学校にもできることとできないことがあること、だからこそ、学校と家庭で（お互いに見えない場面での）情報のやりとりをすることが重要であることを伝えている。学校側が対応してくれないとあきらめる前に、保護者から実際に動いて、「学校でできそうなことのイメージ」を尋ねてみるなど、学校と一緒にできることを探っていくための具体的な方法についても助言している。

④ 就学に関する助言

通常の学級と特別支援学級の選択で迷っている保護者には、実際に両方の様子を見て体験し、体感してもらうことを大事にしている。既に体験した保護者には、感想や印象を聞きながら、必要に応じて選択肢を拡げる働きかけをすることもある。保護者の中には、「通常の学級にいますよね」などと自分の選択が正しいのかを確認をしたい気持ちが強い方がいる。どちらの方が良いというような断定的な意見を伝えるのではなく、子どもがそれぞれの学びの場でどのようなサポートが受けられるのかを実際に学校で見て、できれば体感してもらい、学校と相談して保護者が納得して決めることが大切であると伝えている。また、療育施設や幼稚園等から、就学の問題で困っているのであれば「発達検査をしてはどうか」と勧められて相談に来るケースもある。こうした場合は、検査結果の数値で就学先を決定できるものではないことを伝えている。

保護者に対する対応としてどのようなものを行っているのかについては、「発達検査の実施」以外はどの項目も割合が高かった。

・心配事を聞く	97%
・学校につなぐ	97%
・情報提供をする	87%
・他機関の紹介	49%
・発達検査	18%

また、自由記述で就学相談時に配慮していることを尋ねたところ、27の自治体から回答があり、その内容をキーワードで分析すると、大きく分けて2つの内容に分類できた（表3-1：重複分類あり）。一つは、就学相談主体ではなく、【保護者主体】を目指したもので、回答数としても数が多かった。もう一つは就学相談に関わる職員として持つべき専門的能力を示す【相談の専門性】と考えられるものだった。

表3-1 就学相談時の配慮

類	キーワード	数	具体例
保護者主体	相手に寄り添う	15	・相手の困り感、不安に寄り添う ・受容的な態度でのぞむ ・保護者の意向を十分に聞く ・判断は保護者が十分に納得したうえで進める
	安心できる環境づくり	12	・学校見学では児童のいる授業の時間を見てもらう ・相談や学校見学では顔みしりの相談員や園長も同席 ・個別で話しやすい環境の部屋を用意する
	相手の都合に合わせる	7	・相談しやすいように夕方や土曜日も受け付ける ・相談の場所と時間はなるべく保護者の希望を優先
相談の専門性	丁寧な説明	6	・学校の支援や制度、状況等について説明する ・小学校だけでなく、中学校やその卒業後も想像させる ・就学先のメリット・デメリットを客観的に考える ・子どもが最も伸びる場所はどこかという視点を伝える
	プライバシーの保護	5	・情報が漏れないように個人情報に配慮 ・プライバシーが守れるように個室を準備する
	情報共有	4	・関係課や機関（園や学校）とケース会議を開く ・園や保護者が記入した配慮シートを小学校に送る

インタビュー調査でも、相談担当者から下記のような保護者からの**相談内容**が挙げられた。

- ・地域の小学校に行けるか、特別支援学校かの選択
- ・通常の学級でやっていけるか ・勉強はついていけるか
- ・何ができるようになったら通常の学級に行けるか
- ・情報がなく、どこに入学したらいいのかわからない
- ・ここに相談したら小学校へつないでもらえると思った
- ・やっていけるとは思うが、支援はしてほしいので、どう学校に相談したらいいか
- ・聴覚、四肢に問題があり、手帳も C 判定、いろいろ重複しているのでどの特別支援学校にいればいいのか
- ・外国籍の相談もある（保護者に通訳をつれてきてもらうこともある）

同様に、**相談員の心構え**としては、下記の内容が挙げられた

- ・傾聴に努める
- ・こちらの感情は出さない
- ・言葉の行き違いが起こらないように心がける
- ・親の熱い思いを学校が安請け合いしないようにする。誤解が生じた場合も、入学式までには誤解が解けるようにしておく
- ・就学支援委員会の決定は絶対ではないので、その場合は言ってほしいと伝えている
- ・保護者の気持ち等、学校との調整は指導主事が行う

（３）就学相談を受ける側として困ったり、悩んだりする事柄

性格が異なる施設での就学相談では、それぞれの施設の特徴に応じて困る事柄が異なっていた。県総合教育センターは市町村立でないため助言できる内容に限界があり、外国人児童が多い自治体では相談のうえで特別な配慮が必要とされていた。発達相談支援機関では保護者と学校の間だけでなく、学校と機関の間で見立ての違いなどがあった。特別支援学校では確実に特別支援学校に入学するための実績として相談を利用する保護者への対応に苦慮されていた。

【愛知県総合教育センター】

県立の教育センターであるため、各自治体での実際の取組や支援体制に詳細の部分までを把握しきれていない現状があり、支援に関する助言が必ずしも自治体や学校で実行可能でない場合もあるのではないかと考えられる。また、保護者から、学校側に指導するように求められるケースも数少ないがある。愛知県総合教育センターは相談機関であり、学校に指導をする立場ではないため、保護者のそのような求めに応じることが難しい場合もある。

【A市教育委員会】

相談の中で困る事柄として、保護者が子どもの障害や発達検査の結果が受容できず、保護者の通常学級へのこだわりが強い場合がある。具体的には、保護者の中に、「集団の中に入れたい」という思いが強い方がいる。こうした場合、そもそも発達検査を実施しても結果を受容できないことがある。保護者の意向で最終的に通常学級を選択するケースもあるが、通常の学級に適応できず中学年頃から特別支援学級に移行することも多い。年に１～２名は発達検査の実施を拒む保護者もいる。

【B特別支援学校】

保護者が特別支援学校の入学を目的に、就学相談の前に地域支援の発達・教育相談を受けようとすることがある。特別支援学校に定員があるわけではないので、入学希望者は基本的に受け入れるのだが、保護者の間には特別支援学校はいっぱいなので入学できないという意識がある。そこで、年長での就学相談を待たずに、それ以前に地域支援の発達・教育相談を受けることで、特別支援学校に顔がつながるという意識で相談を申し込む保護者がいるのも事実である。

その他、インタビュー調査で各教育委員会の相談担当者から得られた悩みを、下記にまとめた。

- ・“思ったような答えがもらえなかった”と言われた
- ・“どこがいいか、言ってください”と言われる（相談の段階ではここがいい、とは言わない）
- ・“聞き取りと紹介だけで何もしてもらえなかった”と言われた
- ・保護者は“通常学級で大丈夫ですよ”と言ってほしかった
- ・“ちょっと相談、とっていただけてそういうつもりじゃなかった”と言われた

（４）合理的配慮をめぐる小学校と保護者側の意識

保護者が「合理的配慮」という言葉を意識してはいないが、該当する内容のことは相談のなかで見受けられる場合もある。また、「合理的配慮」の認識に誤解がある場合もあるので、その都度正しい認識を伝えるようにしている。

「合理的配慮」をめぐる保護者との間で相談が難航したケースはあまりないという回答が多くを占めたが、自治体や学校にとって負担の大きい要望が保護者から上がった場合に難航することが推測された。

【愛知県総合教育センター】

愛知県総合教育センターに来る保護者は非常に勉強熱心であり、「合理的配慮」に対する意識は高い。ただ、合理的配慮の認識に少し誤りがある場合もある。合理的配慮には、「合意形成」が必要であり、学校と一緒にできることを考えて合意形成していくことであると伝えている。学校側も、障害者差別解消法が施行される以前から、教職員に周知し、理解を促す取組は行っているが、具体的にどのようにすればよいのかは、まだ、十分に見えていないような部分もあるのではないかとと思われる。

保護者の中には保育園は手厚いイメージがあり、同じことを小学校に求める人もいる。保護者側は「合理的配慮」という意識はないと思われるが、学校側への要望（例；通常学級に入れたい、加配をつけてほしい等）は強いと感じる相談担当者もいた。

※合理的配慮を考える過程で難航したこと

就学相談で希望する学校との間において、合理的配慮を考える過程で難航したことがあるかは、「ない」とする自治体が 76.9%と 3/4 を超え、「あり」と答えた自治体は 23.1%と少なかった。「あり」の場合の具体的な内容としては「エレベーターの設置と介助者の要望」「てんかん薬の服用」「バリアフリー設備の設置」「施設面・機器・特別支援学級の教育内容・人員体制についての要望」「特別支援担当教員の人員体制についての要望」の 5 件が挙げられ、設備増設や薬の問題（飲み忘れなど）、人員体制など、自治体が学校にとって負担の大きいものが保護者からあげられた場合、相談が難航することが推測された。

4. 就学相談に対する保護者の意識

就学相談を受ける側の保護者は、就学相談に対して、どのような意識をもっているのだろうか。現在の就学相談は、保護者のニーズと合っているのだろうか。愛知県内の保護者を対象に実施したアンケート調査の結果から保護者の意識を分析する。

調査期間：2018 年 1 月～3 月

アンケート調査対象：障がいのある、又はその周辺にある子どもの保護者（NPO の保護者支援事業、障がい児の保護者が作る任意団体、児童発達支援施設に子どもを通わせている保護者及びその卒園者、放課後等デイサービスに子どもを通わせている保護者が主）

調査回答者：3 歳児以上の就学前の保護者 49 名、就学後の保護者 57 名、計 131 名

※回答数が多くはないので、この結果が障がいのある子どものすべての保護者がもっている意識を表しているとはいえず、調査の限界はあるものの、保護者の意識がわかる貴重な資料なので、参考にしたい。また、比較的、支援を受けている障がい児の保護者であることに留意されたい。

（１）就学相談に行くきっかけと周知

就学相談に行ったきっかけは「就学先に悩んでいたから」（40%）、「園から勧められて」（40%）が多い。「広報や案内を見て」は3%だけであった。2/3 ほどの自治体では、園を通して就学相談を知らせているという状況があったが、幼稚園・保育園・認定こども園、児童発達支援施設等、就学前の通園施設からの働きかけが大きいことから、このような施設の**保育者等に、就学相談の目的・内容・流れ等について、十分周知を行うことが大事だといえる。**

（２）就学相談の内容について

①優しく傾聴してくれるが、あまり身近には感じられない

就学相談のイメージは図 4-1 のようであった。相談をしていて、相手が優しい印象、傾聴してくれている、と感じてはいるものの、身近に感じない、どこか遠く感じる、という回答が多かった。

就学相談を受ける担当者は、日常的に接することのない教育委員会の担当者であることが多く、初対面の相手に話をするのは緊張したり身近に感じないことはやむをえない。しかし、**通園している施設の保育者が同伴して行ったり、通園先に相談員が来て園の保育者と保護者と一緒に話をしたりするなど、工夫が必要であろう。**

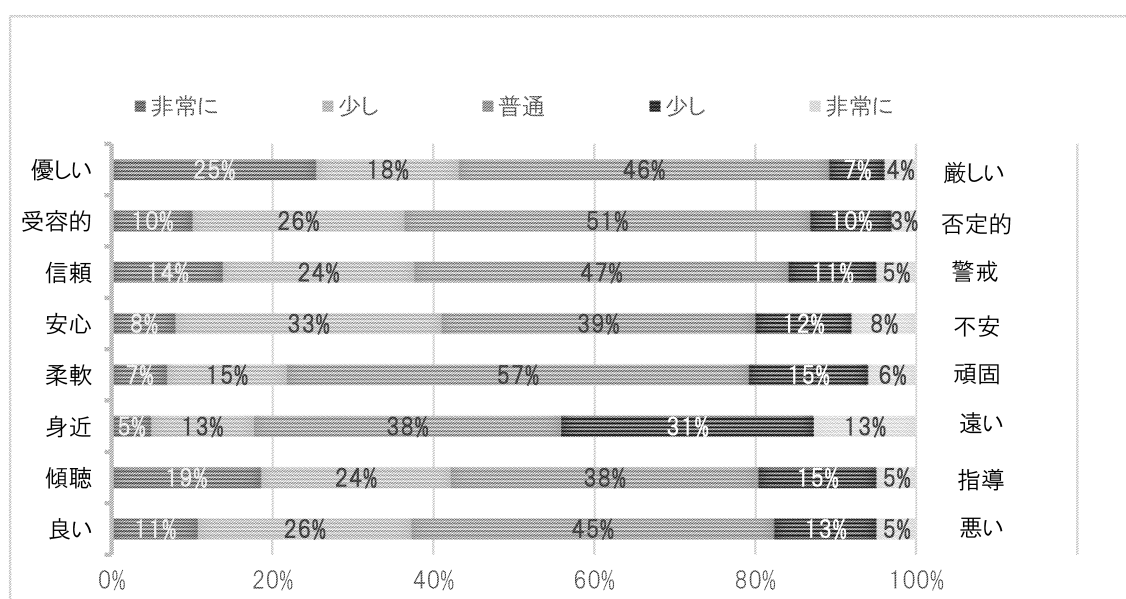


図 4-1 就学相談のイメージ

②知ってもらえて安心、決断できたが、もっとアドバイスがほしかった

就学相談に行ってどうだったかについては、「決断できた」「話を聞いてもらえて安心した」「子どものことを知ってもらえた」「学校のことがよくわかった」という回答が一定あるものの、「もっとアドバイスが欲しかった」という回答も同程度あることわかる（図 4-2）。

その他の意見としては、「支援学校の話はずっとされるので勧められているのかと思った」「何の説明もなく、就学時健診の前に電話で今すぐ就学先を決定してほしいと迫られた」「全く情報がない状態から少しわかるくらい」「障害に対して見合った支援を受けるためにはどのように行動すればよいか最後まで不明確だった」「はじめと終わりの挨拶がうまくできなかったから少し落ち込んだ」等があった。中には、「発達検査やことばの教室等、利用できるものを教えてもらった」という好評もあった。

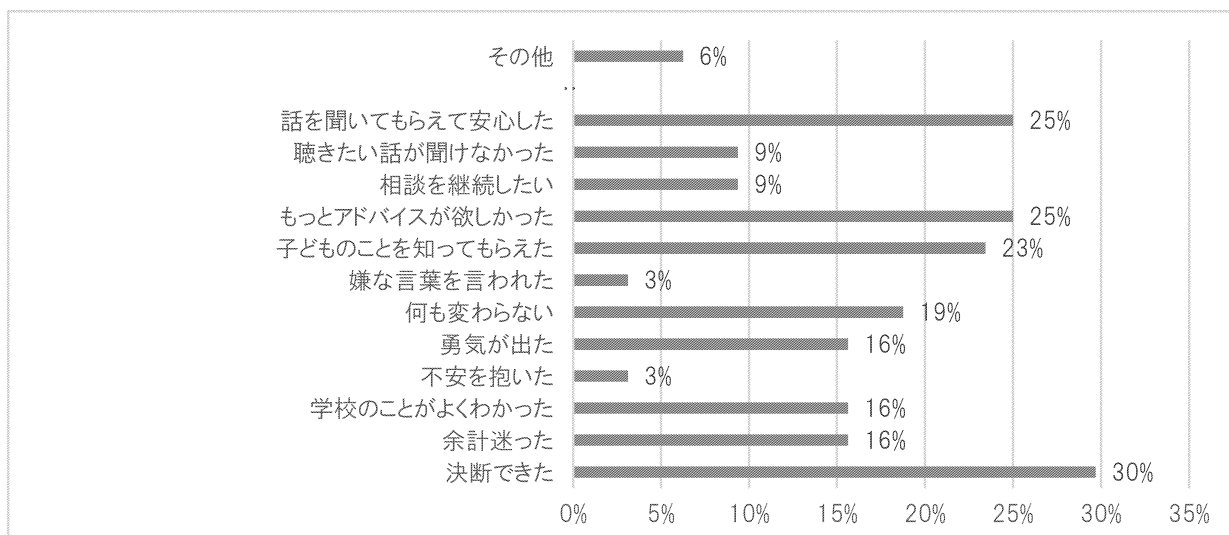


図 4-2 就学相談に行ってどうだったか（年長児・就学児 複数回答）

（３）就学先決定に影響を及ぼす行動

「学校見学」「家族との話し合い」「園や療育、同じ障害を持つ子どもの保護者からの助言」を参考にしている保護者が多い。

①就学相談以外に行ったこと

就学先を決定するために就学相談以外に取った行動については（就学相談に行かなかった人も含む）、「学校見学」が最も多い。家族とも相談はしているが、それ以外に、通っている（いた）園の先生や療育の先生に相談している人が半数ほどいる。「同じような障害を持つ子どもの保護者」に相談した人も46%いた。その他には、「主治医に相談した」「言葉の教室の先生に相談した」「県の総合教育センターに相談した」があった。

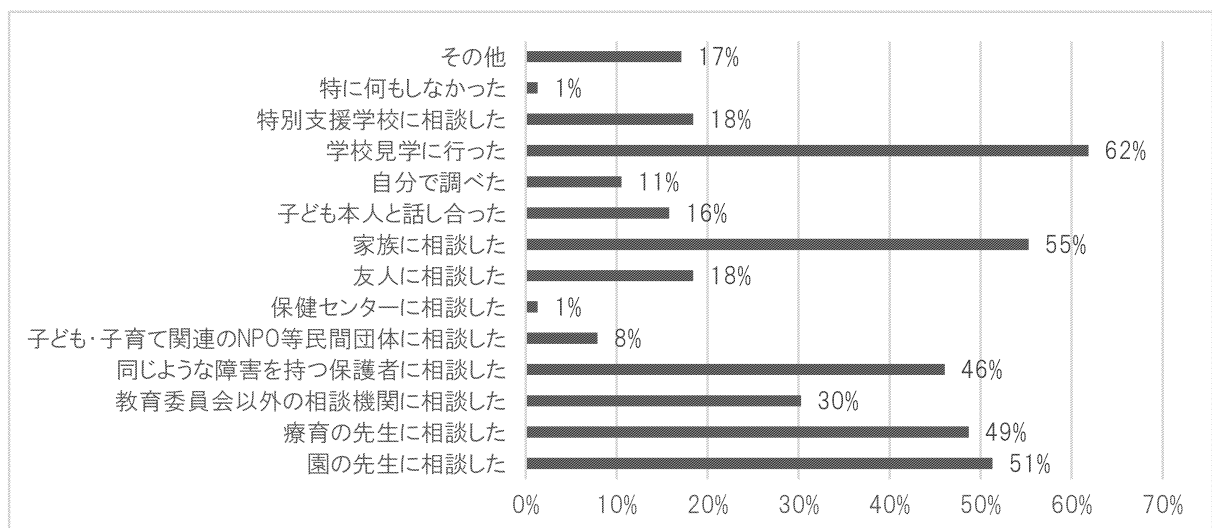


図 4-3 就学相談以外にとった行動（年長児・就学児 複数回答）

②就学先を考える上で参考になったこと

すでに発達相談・支援を受けていた人は、就学相談に行っていない人も多くいたので、就学先を考える上で参考になったことは、「就学相談の助言」より「学校見学」「家族との話し合い」「園や療育、同じ障がいのある保護者からの助言」が多い。

「就学相談の助言」の影響が少ないように見えるが、就学相談において学校見学を紹介されたり、他の人と話し合うきっかけがつけられたりしていると考えられる。

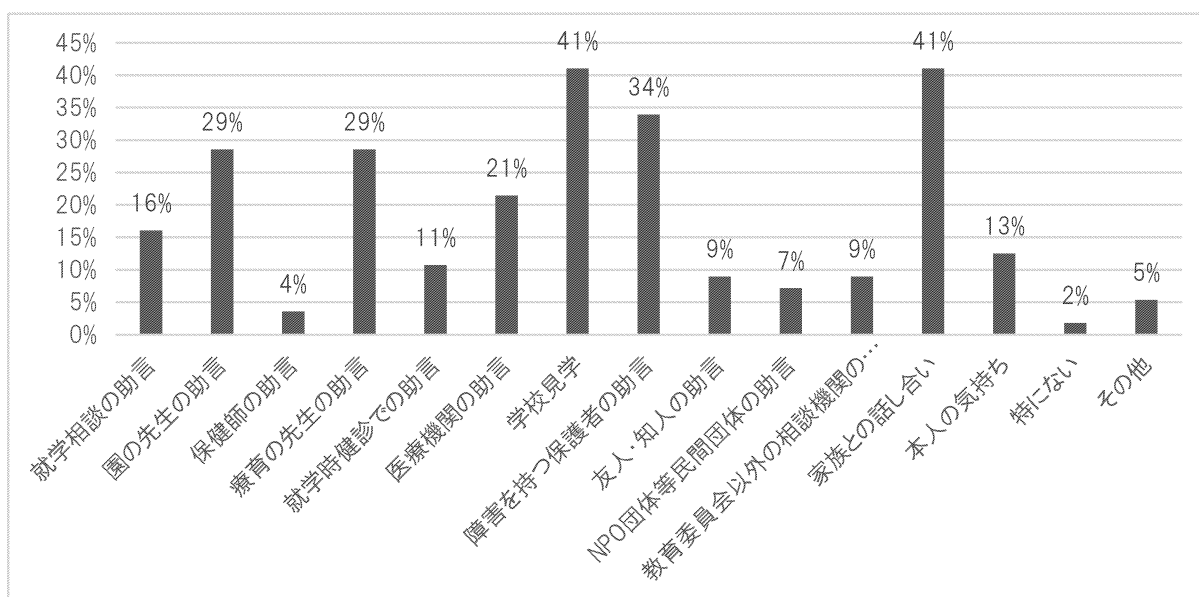


図 4-4 就学先決定で参考になったこと（年長児・就学児 3つまでの複数回答）

(4) 保護者が就学相談に求めているもの

①就学相談に行く目的―専門的アドバイス

保護者は、就学相談に何を求めているのだろうか。保護者が就学相談に行った目的をみると、就学先の選択も目的の一つではあるが、どこに在籍したらどのような支援が受けられるかについての関心が強い。また、相談に行けば専門家としての意見が聴けるのではないかと期待していることが回答結果からわかる（図 4-5）。

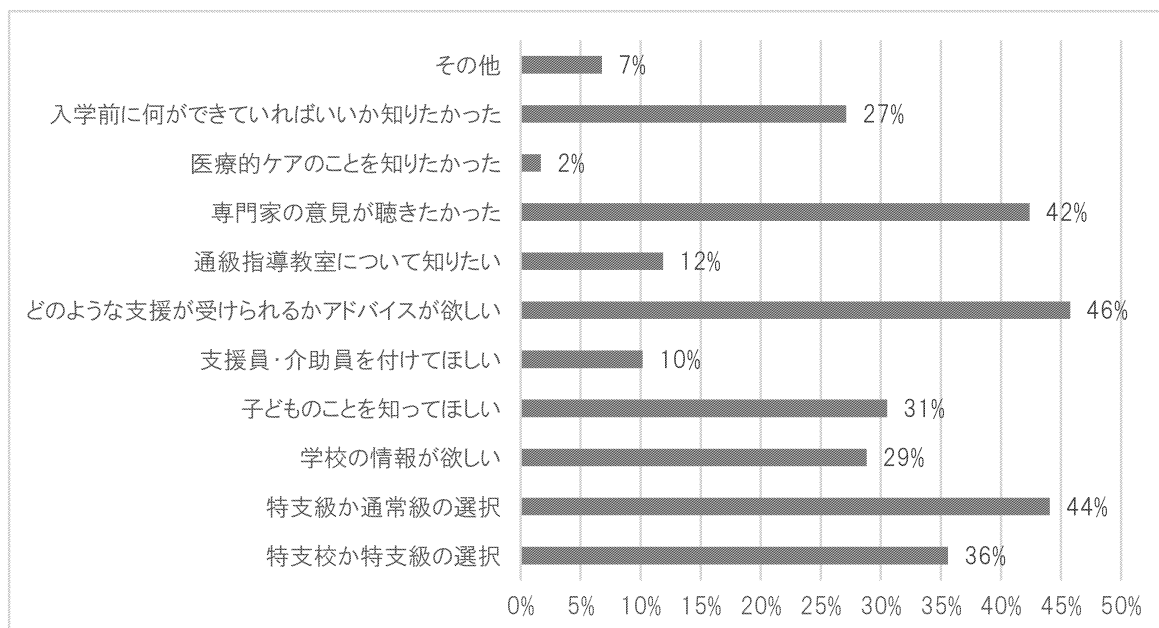


図 4-5 就学相談へ行った目的 (年長児・就学児 複数回答)

②小学校入学前後でほしい支援や配慮

就学相談で相談した内容は学校に話してほしいと思っている保護者はわずかであり、そこに相談した内容（子どもの特性や困っていること）が「就学先の学校に伝わるようにしてほしい」と思っている保護者が多い。また、入学までにできることを教えてもらったり、学校体験をさせてもらったり、就学後も環境が変わり新たに出てくる問題に対して相談にのってもらえる機関があることを望んでいる（図 4-6）。

その他の意見としては、「学校に直接言いにくいことを相談でき、その後学校との話し合いができるように繋げてくれる場が欲しい」「家族のフォローが欲しい」「親は就学先をどう選択していいかわからないので、専門家の意見が欲しい」「支援員の増員」「気になる子のピックアップを早期に行い、本人と保護者の困り感を受け止めてほしい」などが挙げられた。

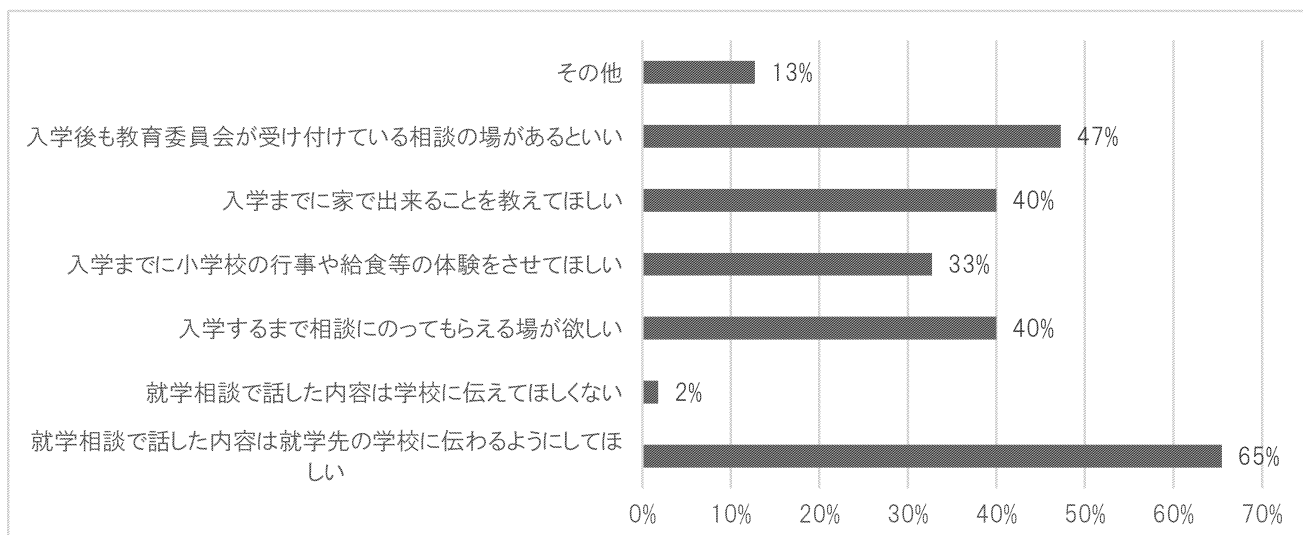


図 4-6 小学校入学前後にあると良いと思う支援や配慮（就学児 複数回答）

5. 就学相談の課題と取組

(1) 円滑な機関連携

①就学相談の際の小学校との連携の内容

就学相談はほとんどの場合、学校につないでおり、その内容はいずれも7割を超える実施率であり、小学校との連携を密に行っている自治体が多かった。

・情報の提供	90%
・見学紹介	87%
・小学校での相談実施を勧奨	77%
・保護者へ学校情報の提供	72%
・その他一学校内での就学相談など	10%

就学相談の内容についての情報提供（保護者の同意を得て）は、小学校には全体の約3/4において提供されていた。就学相談で話した内容は、就学先の学校に伝わるようにしてほしいと思っている保護者が多かった。保護者にとっては、何度も同じことを伝えなければいけないようなことは負担になる。保護者に了承をとったうえで、学校の担任まで情報が届くシステムを作っておく必要がある。

<学校と幼稚園・保育所等との連携事例 A市教育委員会>

年長児の5月に市内全ての園を訪問し、支援が必要な園児を観察したり、園の関係者に話を聴く。これらと並行して各園に、対象児の個票と調書を作成してもらい、これを基にA市教育支援委員会で就学先を9月、11月に審議する。

保育園・幼稚園では、卒園後の引継のための指導要録を作成している。しかし、実際には5月頃に開催される幼保小連絡会において、保育園が作成した指導要録の内容をふまえた議論がなされていない(園が作成した資料に十分に目が通されていない)という声があった。そもそも担任が決まるのが4月であるため、対象児に関する指導要録を読む時間もないまま新年度が慌ただしくスタートしてしまう実態がある。4月時点の担任決定は、準備をするという点では遅すぎるという声が上がっている。

こうした現状をふまえ、夏休みに小学校教員による保育園訪問(保育園児と触れ合うことで、幼児期の児童、園児の実態を知り、小学校低学年での指導に生かすことが目的)を実施し、「負担感のない連携」を意識した取組を始めている。また、「幼保小連絡会」の実施場所を公民館から小学校へ移し、小学校での児童の授業場面の様子を元担任にみてもらい、現担任と情報交換を進めることを始めた。

小学校によっては、入学後の指導や対応の参考にするために、年長時期の11月に実施される就学児健康診査と、1月、2月に開催される入学説明会の場で、対象児の様子を観察している小学校もある。また、こうした小学校では、特別支援コーディネーターが入学前に園を訪問して対象児について聴くなど、細やかに情報を入手して動いている。

<D市における小学校への情報提供シート>

毎年7月末までに、臨床心理士、小学校教頭、学校教育課、保育課から1名の計4名で、市内の幼稚園・保育園を訪問し、特別支援が必要な就学児（年長児）に関する聞きとり、実態把握を行う。就学相談が必要な子どもには、「指導要録・保育要録（早期提出用）」（巻末資料参照）の記入を、主に幼稚園、保育園等にお願ひし、就学時健診前に小学校へ送付してもらっている。

就学相談の記録「個別支援計画（プロフィール）」（巻末資料参照）は、心理士が作成し、電子データ化し、発達相談支援室で管理しているが、それとともに、**作成されたプロフィールを保護者に渡し、保護者から直接4月に担任に直接渡してもらう仕組み**にした。

最近困ったケースは、20歳になった子どもが障害年金を受けたいといって、小学校の出席状況等の記録が欲しいと申し出てきたが、データが保存されていなかった。20歳以降の継続支援を見越した小中学校のデータ管理も課題である。個別の支援計画等のプロフィールは卒業後1年間、紙媒体の記録は卒業後5年間は保存することにした。

②特別支援学校との連携内容

同じ学校関係どうし、情報交換は比較的好くできていると思われるが、巡回相談やケース会議を共同で行っている自治体はまだ少ない。

・ ケースの情報交換	80%
・ 特別支援学校の相談や見学のチラシ配布	74%
・ 共同で巡回相談を実施	28%
・ ケース会議	10%
・ その他	18%

「教育支援委員会に参加してもらう」「行事に参加」「学校の就学相談会に就学相談担当者が参加」など

③学校以外の機関との連携

「所属園」「保育・子育て部署」が80%を超えており、「保健部署」「虐待・保護部署」も60%を超えている。それ以外のNPO発達支援団体、障害児親の会、教育センター、放課後デイサービス、その他は15%未満であった。就学相談と虐待・保護部署の連携が不可欠になってきている現状が明らかとなった（調査②より）。

他機関から教育委員会の就学相談への情報提供は9割近くにのぼったが、就学相談の内容については、他機関には3割弱の自治体しか情報提供していないことが分かった。就学相談へは情報提供されるが、就学相談からは提供の仕組みがないという不均衡があると思われる。

また、保護者と関わっている**医療関係者**が、特別支援のことをよく知らないまま就学について保護者に話をするすることがあり、保護者にとって、医療の意見は非常に強いので、その兼ね合いでの相談は難しいという声も聞かれた。**関連機関と相互に理解を深める必要がある。**

④自治体における発達支援関連施設の設置

自治体内に設置されている発達支援関連の施設には、以下のようなものがあり、それぞれの自治体における地域事情が反映されていると考えられる。教育・保育・福祉連携型の発達相談・支援センターが2割弱の自治体にみられたことは、連携を円滑にする取組が徐々に進んできていると考えられる。

・公立の療育施設	54%
・民間の療育施設	31%
・教育委員会の発達相談機関	28%
・教育・保育・福祉連携型の発達相談・支援センター	18%
・民間の発達支援センター	13%

このような施設が自治体内にあるかどうか、教育委員会の相談担当者が認識していない場合もあると考えられるので、実際はもう少し設置率が高いものと推測される。

また、「就学相談」以外の教育・発達相談を行っている自治体は、約4割であった。

<F市のこども発達センター及び発達支援の連絡会>

子ども・子育て支援関係の課の管轄である発達センターでは、0歳から18歳までの子どもとその保護者の発達相談を、教育・福祉・医療などの関係機関と連携して行っている。センターに教員も派遣されて常駐し、保健師等と一緒に発達相談を受けている。他に、専門相談（医師、言語聴覚士、臨床心理士）、必要に応じて保育園や学校等に出向く訪問相談、保護者を対象としたペアレント・トレーニングや講座、教員や保育士等の支援者向け研修などが行われている。

教育委員会と他機関との連携がよく、教育委員会指導主事（教員）、保育士、保健医療関係課（健診担当課）、学区の児童館職員、保育課・子育て支援センター職員が、月1回集まって、「気になる」ケースを検討したり情報交換をしたりしており、それが早期発見・早期支援につながっている。

<高浜市こども発達センター>

2011年に子どもの相談窓口として「こども発達センター」（保健福祉グループの管轄）が設置された。教育委員会での**就学相談**もあるが、子ども連れで話しやすい施設のセンターを会場にして行うこともある。また、一般の相談の内容に就学に関する相談が含まれ、支援することもある。

センターでは18歳までの子どもの相談支援を対象としており、保健師による**育児相談**、専門職（臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士・医師）による**相談支援**（週2、3回）を行っており、センター内の専門家同士で各相談に関する情報交換も適宜行っている。

児童の福祉サービス（就学前の発達支援サービス事業所、就学後の放課後等デイサービスと日中一時支援など）の利用についても、こども発達センターが事務局になり、社会福祉協議会の障害者相談支援事業職員、主任保育士（特別支援担当）、教育委員会（特別支援教育メインコーディネーター）等で、**情報交換やケース検討**を月2回行っている。

⑤巡回相談の実施－自治体全体における特別支援教育の体制

約7割の自治体で教育委員会主催の巡回相談の制度を持っていた。制度を持っている自治体では、巡回の対象は小学校だけでなく、中学校と同様に保育園にも6割超の自治体が巡回相談を行っていた。幼稚園と認定こども園の割合がやや低いが、公立の幼稚園や認定こども園を持たない自治体もあり、そうした事情が反映していると考えられる。巡回を行っている職員は教員が7割を占めており、これは教育委員会主催という背景によるものだと考えられる。

教育委員会主催以外の巡回相談は、「ある」が半数以上で見られた。その実施主体は「保育・子育て担当部署」「保健担当部署」「療育施設」と自治体によって異なっており、**共同事業としての実施も1割程度あった。**

就学相談を受ける子どもの様子を的確に把握することや、就学相談に來ない保護者とその子どもへの支援を考えたときに、幼稚園・保育所等への巡回相談を実施し連携を強めておくことが有効に機能すると思われる。

なお、特別支援教育の連携会議が「ある」と回答した自治体が全体の約3/4に見られ、巡回相談を含めた連携を目指した特別支援の体制が形成されつつあると考えられる。

＜E市その他機関と連携した就学相談の取組＞

就学前児童については、5～6月頃に園長から気になる子どもの情報を得て、教育支援委員会のメンバーのうち教育委員会・学校関係の10人ほどが、夏休み中に**幼稚園・保育園等を巡回訪問**して子どもの様子を見学する。

また、**児童発達支援センター**に通う年長児の保護者には、就学の流れについての説明会を行っている。説明会后、個別に保護者との面談を行う。年間を通じて、0歳から18歳までの相談を受け付けている**発達支援室**で保護者の相談を受けた子どもの状況は、教育委員会の指導主事（特別支援教育関係の就学支援担当者）につなぎ、就学相談、学校見学も就学支援担当者が同伴して行うようにしている。

＜高浜市における学区ごとのチームによる巡回相談の取組＞

私立を含めた幼稚園と保育園が子ども育成グループの管轄となり、専門職と主任保育士、特別支援教育メインコーディネーターとでチームをつくり、学区ごとに幼稚園・保育園等・小学校・（2016年度から中学校も）の巡回相談を年2回ずつ実施してきたので、教育委員会・学校が、私立園を含めた幼稚園・保育園等とも連携できている。

（２）相談体制の充実

①教育委員会・就学相談の体制

教育委員会に特別支援教育担当専任の指導主事が「いる」と回答した自治体は全体の 1/3 であった。特別支援教育に力をいれる自治体が少なからずあるが、なお 2/3 の自治体では、兼務で特別支援教育の業務を行っており、充分ゆとりのある体制とはいえない。また、先述したように、就学相談を担当する人は 1～2 名の自治体がほとんどであり、心理職を配置している自治体はわずかであった。自治体の人口規模にもよるが、教育委員会や就学相談担当者の体制を強化することが求められている。

また、外国人児童が多い地域では、通訳をつけて相談を実施している自治体もあるが、近年、保護者の第一言語が多様になっており、通訳でカバーしにくい状況がある。子どもの発達検査の結果について説明をしても、その結果の意味を理解してもらえず、「わが子は日本語が分からないだけ」と答える保護者もいるという。さらに外国人児童に限らず、保護者自身が働くことに一生懸命である場合や、放任的な子育てをしている場合があり、家庭支援の必要性があるケースもある。

近隣自治体の相談システムの熟知度についても、「あまり知らない」「ほとんど知らない」が 6 割超を占め、他地域の制度や方法を参考にして検討することなどが十分に行える状況ではないと判断される。

②入学に向けた取組

相談以外に保護者や子どもに支援を行っている自治体は多くはなかったが、「先輩保護者と話せる機会」を設けている自治体が 25%ほどあった。同じような障がいのある子どもをもつ先輩保護者からの助言も、就学先を決めるために参考になっている状況があることから、そのような場を制度的に設定していくことも有効ではないかと考えられる。

その他に、「ペアレント・トレーニング」や「保護者への説明会」「ケース会議」など、就学に向けた保護者を中心とした支援が行われている自治体もあった。

子どもに対する支援の一環として、「学校見学」や「学校体験」を実施している自治体は多く、就学先を決めるにあたっての貴重な機会となっている。新しい環境に慣れるのに時間がかかる子どもにとっては、給食や行事などいろいろな場面を保護者と一緒に体験する機会であり、そのような体験を丁寧に積み重ねていけるシステムがさらに充実していくことが期待される。

子どもへの支援として、「ソーシャルスキル・トレーニング」を行っている自治体もあった。発達に特別な支援が必要な子どもの場合、就学相談や就学時健診等で発達課題が明らかになっても、保護者は、入学までどうすればよいのか不安である。診断や就学先決定のみならず子どもへの発達支援を行う受け皿まで十分整備している自治体は、少ない。また、教育委員会以外でどのような

支援が行われているか「わからない」とする回答の割合が4割と高く、幼児期の子どもの支援と就学相談は直接的につながっていない状況がみられる。保護者も要望しているように、**入学までに相談を継続し、ソーシャルスキル・トレーニングのような家でもできることや子どもへの支援を継続していく体制の充実が求められる。**

＜特別支援学級の見学日 C市の事例＞

就学相談とは別に、毎年6月には年長児を対象とした小学校の**特別支援学級の見学日**が設定されている。園長会―園経由で保護者に各小学校での見学日が事前に示され、見学の申し込みを園がとりまとめることによって、年長児とその保護者は、就学予定の学校の特別支援学級を見学（体験を含む）することができる。この日以降の見学は、保護者が直接小学校に連絡をとって個別に行うことができる。また、11月頃の就学時健診でも個別に相談はできる。就学時健診の後に就学相談に訪れる保護者もいる。

＜高浜市こども発達センターでの就学前後の子どもへのフォロー＞

5歳児健診（4歳児クラス時 受診率約95%）を小学校区ごとに、同じフロアにある保健センターで実施し、センターの専門職や**小学校教員も参加**しているので、その場で就学の相談になることもある。事後フォローとしては、健診後に保護者の了解のもと、専門家による園訪問を行い保育等支援の検討を行っている。

5歳児健診事後フォローの教室（小集団で1クール8回）があり、**ソーシャルスキル・トレーニング**では、子どもたちの生活を豊かにし、就学への意欲や自信につなげていこうとしている。保護者には、**ノーバディズ・パーフェクト**の講座を通してエンパワーメントしている。

来談する保護者は、子どもの不器用さなどの発達の特徴について困り感をもっているところから入ると支援を受け入れやすいので、感覚統合の検査なども行い、身体を動かすような練習を小学校3、4年生まで継続して支援するケースもある。特別支援学級や特別支援学校に入った子どもについては、なるべく支援を終了するようにし、通常学級に在籍している子どもを優先して支援を継続している。センターでの支援を終了するときは、残った子どもの課題を小学校へ伝えるようにしている。

③就学後の相談の機会

就学後の相談の機会が事業として「ある」とした自治体は少数にとどまったが、**随時で受け付けている自治体が大多数だった**。後者の窓口は**教育相談**（6件）、**小学校経由の相談**（5件）のほか、**学校教育課や就学相談窓口への連絡**などが挙げられた。

保護者からの要望にもみられたように、小学校入学後の継続的な相談の機会が必要とされている。入学前と入学後で同じ相談員に相談できると、お互いに状況がよくわかっていて**学級担任や学校に直接言いにくいような相談も気軽にできるよう、教育委員会やその他の機関が開設する相談窓口が周知されていることが重要であろう。**

（３）専門研修・力量の向上と教員・保育者・保護者の理解促進

①相談担当者へのサポート

就学相談の担当者は難しいケースの場合、他機関に個別相談している自治体が半数であり、下記のようなことが実施されているものの、就学相談担当者へのサポート体制が十分とはいえない。

就学相談では、子どもの現在の発達状況を受容できない保護者や、就学先についての見解の違いなど、難しい事例に悩むこともある。また、外国籍の子どもの割合が高い自治体では、発達検査を（通訳をつけて）実施しても、知的な遅れの問題があるのか、言語獲得の問題（環境要因や経験の問題）があるのか、判別が難しいという。就学相談が充実するための課題や要望としても、就学相談担当者が相談事例や相談体制に対する知識を深め、力量を向上させることが指摘されていた。就学相談担当者へのサポートや専門性の向上が求められる。

・他機関に個別相談	51%
・専門家からの助言	26%
・担当者同士の事例検討	26%
・外部を含めたケース会議	18%
・相談マニュアル	13%
・相談担当者対象の研修	8%
・その他	3%

組織全体や外部からのサポートがなく、「他機関に個別相談」のみは26%、「担当者同士の事例検討」のみは8%、合計33%あった。

＜高浜市こども発達センターのケース検討会の取組＞

支援に迷うケースの場合は、毎月1回、幼稚園・保育園の担当者、特別支援教育コーディネーター、センターの保健師の3人で情報交換をしている。難しいケースについては、センターの相談支援事業の一つとして、発達支援を必要とする児とその家族を支援する関係機関が集まって、月1回程度ケース検討会を行っている。月1回相談のために来る医師にも、専門職が相談することができる。

また、月1回以上、「つなぐ委員会」があり、教育、保育、福祉、保健部門に所属する者が自分の課だけでは解決できない課題を抽出して、解決に向けた研修計画と支援体制づくりを検討している。

②就学相談についての教員への周知や特別支援教育等に関する研修

校長会での案内や、就学相談そのものについての教員研修・説明会・連絡は過半数の自治体で行われているものの、「幼保小連携に関する研修」は2割強と多くはない。研修の対象となる教員としては「就学相談に関する研修・説明会・連絡」は「特別支援教育コーディネーター」が最も多く、そのほか「教務主任」「就学支援担当者」「保護者」などが挙げられていた。「幼保小連携に

関する研修」では「特別支援コーディネーター」が半数を超えていた。

特別支援教育コーディネーター等でなければ、就学相談の詳しい内容や幼稚園・保育所・認定こども園等の状況について、十分な認識がもてるとはいえない状況である。

特別支援学校との関係においては、地域の特別支援学級に発達障児が多く在籍するようになり、中度の障害のある子どもの保護者にとって、授業についていけない、レベルが高いと感じ、特別支援学校を希望することが増えたり、通級指導学級や情緒障害児学級において、発達障害児を十分に受けとめきれていなかったりすることも、就学先を決める際の難しさにつながっている。

また、地域の小学校において子どもを支援する特別支援学級の担任や、特別支援コーディネーターが特別支援の観点に長けているかどうか、子どもの就学先を考える時や、教職員との相談を進める時に大きな影響を与えている。このため、**地域の学校に在籍する教員に特別支援学校に来てもらい、実際に授業に入って特別支援の知識が深まるような研修**を行うことで、連携を深めている地域もある。ただ、現場の教員が出張するには、多忙な校務や厳しい人員に都合をつけて、管理職の許可を得る必要があり、十分にできないことが課題となっている。

「合理的配慮」に関する研修は、実施している教育委員会が多く、教員用の特別支援教育ガイドブックに「合理的配慮」の説明を盛り込んでいる自治体もある。しかし、具体的にどのようにすればよいのか事例から学ぶような研修が必要ではないかと思われる。

③保育者と教員が一緒に参加する研修

「ある」とした自治体が4割近くあり、幼保小連携を意識した研修が少なからず行われていることが示された。研修の中で、保育者が就学相談の進め方や学校の事情を理解できれば、保護者に知らせていくことができる。また、小学校教員も、幼児期の発達の特徴や保育の状況を知ることによって、入学してくる子どもたちのことをより理解することができる。さらに、参加者同士顔見知りとなり、つながりがつくられていく。

しかし、教員が多忙であり、なかなか学びの場に参加できていない状況があり、非常に残念であるとの声も聞かれた。教員が学びやすい環境を作っていくことも必要であろう。

＜E市の「特別支援教育リーダー養成講座」の取組事例＞

小中学校・特別支援学校・幼稚園の教員や保育所・児童発達支援施設等の保育者が、一緒に参加する「特別支援教育リーダー養成講座」を、市のこども家庭課と教育委員会が大学と連携して実施している。年8回程度、2年間にわたって同じメンバーで講義や事例検討、他機関での実習・体験をすることによって、特別支援教育に関する専門的力量が高まるのみならず、私立幼稚園・保育園も含めて、多様な学校種や施設を相互に理解し、連携を深める機会となっている。

④保護者の理解の促進

教員は、保護者の思いや願いに耳を傾け、それを尊重していかなければならない。しかし、一方で、保護者も発達や障がいに関する理解や、学校側の事情や現場の先生が一生懸命子どものために取り組んでいることを理解してもらうような機会が必要である。就労支援や地域福祉も含んだ多様な関連機関や障がい児をもつ保護者等が講師となる研修や、ペアレント・トレーニングや親子の関わりを体験的に学ぶような研修など、ニーズに応じた研修を企画していくことが求められている。

＜高浜市こども発達センターにおける研修の取組＞

入学先を選択する際に、子どもの実態と保護者の認識のギャップがある場合や、学校側のとらえ方とセンター側のとらえ方、保護者のとらえ方が違うことがあり、迷うこともある。

このような問題を解消するためには、研修を実施し、共通認識を広げていくことが有効である。発達障害に関する啓発と支援者の人材育成を図る市民向け講座（年4～5回）の計画を作成し運営する「連続研修委員会」が毎月1回開かれ、教育、保育、福祉、保健部門の担当者が顔を合わせて話し合うことによって、連携が深まるとともに研修の場にもなっている。

6. まとめ

愛知県における就学相談は、保護者の気持ちに寄り添って、丁寧に行われている実態が明らかになった。教育委員会の体制や就学相談・支援の方法、特別支援教育・発達支援に関連する機関設置などは、自治体によってかなりばらつきがあり、その自治体が持っている施設や制度、地域性を考慮することが重要であると思われる。そして、保護者と子ども本人のニーズを確認しながら、**小学校への引継ぎや学校体験、そして入学前後の継続的相談支援**を、さらにきめ細かに実施していく必要がある。そのためには、保護者が相談の目的を記入できる「**相談申込書**」*や、保護者や園から、「子どもの好きなこと・得意なこと」「苦手なこと」「気をつけていること」「学校（学童保育所）へ伝えたいこと」などを記入して小学校へ保護者が持っていく「**就学支援シート**」**などが参考になるだろう。また、各自治体の**相談担当者へのサポート(外部の専門家からの助言や事例検討会、研修等)**も強化することが求められている。

他機関との連携や取組については、児童福祉・保健・虐待対応などの関連部署との連携が特に意識され、就学相談に関係する情報も多く機関から提供を受けている実態が明らかになった。また、小学校へ移行する幼児の保護者の身近な相談相手である保育者等が、教育委員会や小学校へつなぐ重要な役割を果たしていることから、**就学相談のシステム等について就学前の施設や教育機関に説明・案内し、保育者による理解を深めていくことがさらに求められている。**

教育・保育・保健等関係機関が連携した発達センターや発達支援室が設置されていたり、日常的に、教育委員会・学校・幼稚園・保育所・認定こども園・発達支援施設・福祉関係課等が連携して、発達相談や巡回相談・研修を行っていたりする取組も少なからずみられた。**関係機関の教職員合同の研修会や協働での巡回相談**を実施することによって、諸機関の連携が強まり、特別なニーズのある子どもの早期発見と相談・支援がしやすくなる。今後、障がい児の親の会など、保護者の力も借りながら、さらに連携を強めていく必要があると考えられる。

これらの課題を解決していくために、今後も必要な調査研究・実践を行っていく予定である。

<参考>

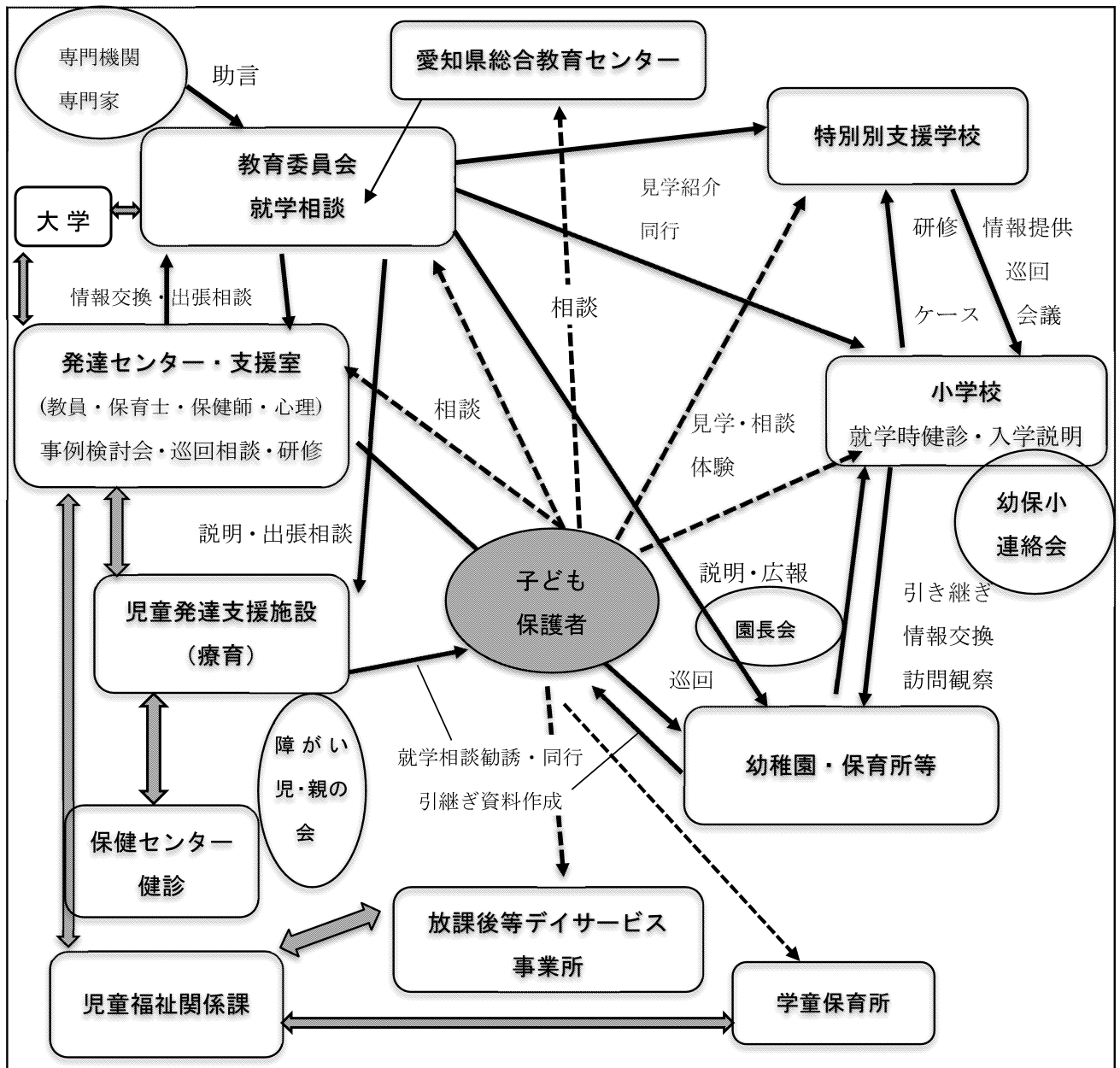
* 横浜市特別支援教育総合センター（相談申込書）（横浜市教育委員会）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/soudan-madoguti.html>

** 八王子市就学支援シート（八王子市保・幼・小子育て連絡協議会、事務局：八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課）

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/015/001/p001140.html>

小学校への移行支援に向けた関係機関の連携



※ 地域によっては、これらの関係機関の恒常的な連携組織として、特別支援教育連携会議・発達支援連絡会等が設置されていることがある



ふりがな 氏 名				性別 男	生年月日	平成 年 月 日（ 歳）			
保護者名				続柄 父	現住所	〒 —			
					電話	() —			
現 状	新学齢児	家庭 児童福祉施設			幼稚園 保育園	() 小学校区			
障害の種類		知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 視覚障害 聴覚障害 言語障害 情緒障害			診断名				
障 害 の 程 度	検 査 名 [] 知能 指数・偏差値 () 検査年月日 [H 年 月 日] 検査者 ()								
手 帳	有・ 無	・身体障害者手帳 ・療 育 手 帳 ・ () 手帳			種 級 A B C	(認定 年 月 日) (認定 年 月 日) (認定 年 月 日)			
日 常 生 活 の 状 況	排 泄	1 全面介助を要する 2 介助を要する 3 どうにか一人のできる 4 完全に一人のできる		食 事	1 全面介助を要する 2 介助を要する 3 どうにか一人のできる 4 完全に一人のできる		衣 服 の 着 脱	1 全面介助を要する 2 介助を要する 3 どうにか一人のできる 4 完全に一人のできる	
	安 全 管 理	1 医療的ケアが必要である 2 常時1対1での管理が必要 である 3 注意と配慮が必要である 4 特別な配慮は必要でない		自 己 統 制	1 指示に従えない 2 短時間、指示に従える 3 指示に従い行動できる時と できない時がある 4 指示に従い行動できる		言 葉	1 言語での表現が難しい 2 2～3語文での意思表示が できる 3 どうにか日常会話ができる 4 日常会話ができる	
	姿 勢 移 動	1 座位が取れない 2 座ることができる 3 車椅子を使用する 4 一人で歩くことができる		対 人 関 係	1 ほとんど成立しない 2 特定の人なら成立する 3 成立するが多少問題があ る 4 問題はない		集 団 参 加	1 参加が難しい 2 特定の小集団なら参加でき る 3 指示されれば参加できる 4 自発的に参加できる	
特 記 事 項	・教育支援計画 有 (年 月 ~) ・ 無								
家 族 の 様 子	・要支援状況の保護者認識の有無 () ・学校への情報提供に対する保護者希望の有無 ()								
相 談 記 録	年／月								
	※子ども発達 支援センター (教育委員会で記入)		() 子ども発達支援センターでの就学相談を受けている 担当心理士 : _____ () 子ども発達支援センターでの就学相談を受けていない						

学 校 名 ()
作成年月日 平成 年 月 日

ふ り が な			男	生 年 月 日	平成 年 月 日
児童 (生徒) 名			女		
保 護 者 名				連 絡 先 電 話 番 号	
住 所					
家 族 構 成					
家 庭 環 境					
診 断	診断名		知 能 検 査	検査名	検査名
	検査日			指数 実施日 平成 年 月 日	指数 実施日
	診断機関			実施機関	実施機関
	診断者			実施者	実施者
手 帳	保護者の確認 (無) 療育手帳 (有 無) A B C (認定 平成 年 月 日) 身体障害者手帳 (有 無) 種 級 (認定 平成 年 月 日)				
医療・健康情報	・ 定期通院 (かかりつけ) : ・ 服薬 : 有 (薬名) ・ 脳波 : 異常なし 異常あり 検査をしていない ・ 発作 : 無 有 (どんな) ・ 健康管理上の留意点 ()				
生 育 歴	胎生期 : 異常なし 異常あり ()				
	出産期 : 体重 () 異常なし 異常あり ()				
	乳児期 : 始歩 (歳 月 頃) 始語 (歳 月 頃)				
	幼・保育期 :				
	小学校 :				
通った所の記録 (保育・教育指導機関・塾などを含む)	・ 期間 (平成 年 月 日 ~ ・ 期間 (平成 年 月 日 ~ ・ 期間 (平成 年 月 日 ~				
合理的配慮 (年月日も記入)					

作成者 ()

学年	1	2	3	4	5	6
保護者承諾						

資料：調査② 各教育委員会就学相談担当者へのアンケート調査結果

就学相談に関する調査項目と回答結果

Q1-1. 「就学相談」の名称
就学相談（64.1%, 25）、その他（12.8%, 5）、事業未独立（23.1%, 9）
Q1-2. 就学相談の時期
年少・年中から（各 2.6%, 1）、年長から（17.9%, 7）、随時（ 76.9%, 30 ）
Q1-3. 相談についての周知方法：複数可
市広報（35.9%, 14）、園（ 64.1%, 25 ）、療育（28.2%, 11）、その他（7.7%, 3）、周知なし（28.2%, 11）
Q1-4. 担当者の立場：複数可
教員・元教員（74.4%, 29）、心理（7.7%, 3）、その他（59.0%, 23）
Q1-5. 相談における常時の担当者数：複数可
1（43.6%, 17）、2（33.3%, 13）、3（12.8%, 5）、4（2.6%, 1）、5以上（7.7%, 1）
Q1-6. 昨年度の相談件数を把握しているか
把握している（79.5%, 31）、把握していない（20.5%, 8）
Q1-7. 相談経路（一番多いもの）
電話・窓口（ 33.3%, 13 ）、園紹介（ 48.7%, 19 ）、保健センター（10.3%, 4）、就学時健診（5.1%, 2）、保育所担当課（2.6%, 1）
Q1-8. 就学健診後に初回相談をした割合
ほとんどない（66.7%, 26）、5%ほど（23.1%, 9）、15%ほど（2.6%, 1）、不明（7.7%, 3）
Q1-9. 相談を勧めたが、来なかった割合
ほとんどない（74.4%, 29）、5%ほど（10.3%, 4）、不明（12.8%, 5）
Q1-10. 相談記録の保存期間
小学校卒業まで（12.8%, 5）、中学校卒業まで（25.6%, 10）、高校卒業まで（2.6%, 1）、決めていない（ 41.0%, 16 ）、その他（12.8%, 5）、無回答（5.1%, 2）
Q1-11. 記録の電子データ化
はい（ 25.6%, 10 ）、いいえ（71.8%, 28）、無回答（2.6%, 1）
Q1-12. 保護者によるサポートブック活用
ほとんどない（ 38.5%, 15 ）、非常に少ない（ 23.1%, 9 ）、少ない（ 12.8%, 5 ）、多い（2.6%, 1）、非常に多い（2.6%, 1）、サポートブックの制度がない（ 15.4%, 6 ）、無回答（5.1%, 2）
Q1-13. 保護者に対する対応の仕方：複数可
心配事を聞く（97.4%, 38）、学校につなぐ（97.4%, 38）、情報提供をする（87.2%, 34）、他機関の紹介（48.7%, 19）、発達検査（17.9%, 7）
Q1-14. 就学相談担当者へのサポート
他機関に個別相談（51.3%, 20）、専門家からの助言（25.6%, 10）、担当者同士の事例検討（25.6%, 10）、外部含めたケース会議（17.6%, 7）、相談マニュアル（ 12.8%, 5 ）、相談担当者対象の研修（7.7%, 3）、その他（2.6%, 1）

Q1-15. 合理的配慮の検討で難航した割合
ない (76.9%, 30) 、ある (23.1%, 9)
Q1-16. 「就学相談」以外の教育・発達相談
行っていない (61.5%, 24) 、行っている (38.5%, 15)

就学相談に関わる連携や取組についての調査項目と回答結果

Q2-1. 小学校との連携：複数可
情報の提供 (89.7%, 35) 、見学紹介 (87.2%, 34) 、小学校での相談実施を勧奨 (76.9%, 30) 、保護者へ学校情報の提供 (71.6%, 28) 、他 (10.3%, 4)
Q2-2. 小学校以外の機関連携：複数可
所属園 (94.9%, 37) 、保育・子育て部署 (84.6%, 33) 、保健部署 (69.2%, 27) 、虐待・保護部署 (64.1%, 25) 、NPO 発達支援団体 (12.8%, 5) 、障害児親の会 (12.8%, 5) 、教育センター (7.7%, 3) 、放課後デイサービス (7.7%, 3) 、その他 (15.4%, 6)
Q2-3. 相談記録の情報提供はあるか
小学校のみ (46.2%, 18) 、小学校＋他機関 (28.2%, 11) 、ない (23.1%, 9) 、無回答 (2.6%, 1)
→ ある場合、専用書式はあるか
ない (75.9%, 22) 、ある (24.1%, 7)
Q2-4. 他機関からの情報提供はあるか
ない (12.8%, 5) 、ある (87.2%, 34)
Q2-5. 教育支援委員会（旧就学指導委員会%）の構成員
小・中学校長 (100%, 39) 、医師 (97.4%, 38) 、支援学校教員 (89.7%, 35) 、教育委員会 (84.6%, 33) 、園長 (69.2%, 27) 、支援学級担当教員 (56.4%, 22) 、心理 (51.3%, 20) 、前項以外の小中学校教員 (41.0%, 16) 、保健師 (38.5%, 15) 、療育施設職員 (33.3%, 13) 、学識経験者 (33.3%, 13) 、その他 (38.5%, 15)
Q2-6. 保護者と委員会の希望相違の割合
ほぼ0 (46.2%, 18) 、±10% (28.2%, 11) 、±20% (23.1%, 9) 、±40% (2.6%, 1)
Q2-7. ① 教育委員会主催の巡回相談をしているか
している (69.2%, 27) 、していない (30.8%, 12)
② している場合、巡回を行っている場所：複数可
小学校 (74.1%, 20) 、中学校 (63.0%, 17) 、保育園 (63.0%, 17) 、幼稚園 (48.1%, 13) 、こども園 (29.6%, 8)
③ している場合、巡回相談の参加者：複数可
教員 (70.4%, 19) 、心理 (44.4%, 12) 、保育士 (33.3%, 9) 、保健師 (18.5%, 5) 、その他 (29.6%, 8)
Q2-8. 上記以外に巡回相談はあるか
ある (56.4%, 22) 、ない (25.6%, 10) 、わからない (17.9%, 7)
→ ある場合、その実施主体
保育・子育て担当部署 (50.0%, 11) 、保健担当部署 (36.4%, 8) 、療育施設 (27.3%, 6) 、複数の共同事業 (9.1%, 2)

Q2-9. 自治体における下記の機関設置の有無（数値はあるの割合と数）
公立の療育施設（53.8%, 21）、民間の療育施設（30.8%, 12）、教育委員会の発達相談機関（28.2%, 11）、教育・保育・福祉連携型の発達相談・支援センター（17.9%, 7）、民間の発達支援センター（12.8%, 5）
Q2-10. 特別支援教育の連携会議はあるか
ある（76.9%, 30）、ない（23.1%, 9）
Q2-11. 特別支援児の入学に向けた取組み：複数可
先輩保護者と話せる機会（25.6%, 10）、ソーシャルスキル・トレーニング（7.7%, 3）、その他（17.9%, 7）、わからない（41.0%, 16）
Q2-12. 就学相談についての教員への周知：複数可
校長会で就学相談の話をする（64.1%, 25）、就学相談に関する研修・説明会・連絡（56.4%, 22）、保幼小連携の研修（23.1%, 9）、その他（5.1%, 2）
Q2-13. 保育者と教員と一緒に参加する研修はあるか
ある（41.0%, 16）、ない（53.8%, 21）、無回答（5.1%, 2）
Q2-14. 就学後に相談の機会があるか
ある（12.8%, 5）、事業はないが随時受付（84.6%, 33）、ない（2.6%, 1）
Q2-15. 特別支援学校と就学相談の連携
ケースの情報交換（79.5%, 31）、特別支援学校の相談や見学のチラシ配布（74.4%, 29）、共同で巡回相談を実施（28.2%, 11）、ケース会議（10.3%, 4）、その他（17.9%, 7）
Q2-16. 近隣自治体の相談システムの熟知度
十分知っている（2.6%, 1）、ある程度知っている（35.9%, 14）、あまり知らない（38.5%, 15）、ほとんど知らない（23.1%, 9）
Q2-17. 教育委員会に特別支援教育担当専任の指導主事がいるか
いない（66.7%, 26）、いる（33.3%, 13）

執筆者

山本理絵（愛知県立大学 教育福祉学部 教授）
三山 岳（愛知県立大学 教育福祉学部 准教授）
瀬野由衣（愛知県立大学 教育福祉学部 准教授）
志村美和（愛知県立大学大学院 人間発達学研究科 博士前期課程）

研究協力

犬飼保夫（愛知県総合教育センター 相談部 部長）
薬丸貴之（愛知県総合教育センター 相談部 特別支援教育相談研究室 室長）
山内登志（愛知県総合教育センター 相談部 特別支援教育相談研究室 研究指導主事）
倉知利勝（愛知県総合教育センター 相談部 特別支援教育相談研究室 研究指導主事）
溝口克治（元愛知県総合教育センター 相談部 部長）
奥田 優（元愛知県総合教育センター 相談部 特別支援教育相談研究室 室長）
畑中悦子（元愛知県総合教育センター 相談部 特別支援教育相談研究室 研究指導主事）
近野純子（愛知県立大学大学院 人間発達学研究科 博士後期課程）

幼児期からの就学移行相談・支援体制に関する研究 報告書

発行者：愛知県立大学 生涯発達研究所
発行所：愛知県立大学教育福祉学部／大学院人間発達学研究科
〒480-1198 愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522-3
TEL：0561-76-8822（学務課）

2020 年 3 月 発行

印刷・製本 株式会社ウエルオン 南山プリントセンター
〒466-8673 名古屋市昭和区山里町1-8番地
電話 052-832-3336
